

Title	キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷
Sub Title	On editing and publishing of the jesuit letters concerning Japan in the Christian century
Author	浅見, 雅一 (Asami, Masakazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.4 (2002. 11) ,p.1(479)- 38(516)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

浅見雅一

一、はじめに

一九七〇年代、ローマ・イエズス会文書館が一般の研究者に対して、その膨大な所蔵文書を公開したことは、キリシタン史の研究に飛躍的發展を齎す契機となった^①。

キリシタン史の研究は、未刊の文書が利用されるようになるまでは、書翰集にせよ布教史にせよ刊本の利用に大きく依拠していた。布教地であるインドから送付された書翰は、書翰集の形でキリシタン時代から教会によって多数が編纂され、印刷されていた。こうして印刷された書翰集は教化を目的としていたので、教会にとって都合とされる記述は削除され、収録されることがなかったとされる。しかし、刊本を中心とする従来の研究方法に対する批判と共に、研究の対象が刊本から文書へと移行

したことは、刊本それ自体の研究を疎かにする傾向を生みだしていると指摘できる。

本稿では、イエズス会員がインドや日本等の布教地から送付した書翰をヨーロッパにおいて書翰集として印刷することが持つ意味と、こうした書翰集が実際の布教活動に利用された形態を考察する。日本年報の制度が確立する以前に執筆された書翰を例として、書翰が書翰集に収録される過程において記述が削除、改変された方式を併せて検証する。

二、インド及び日本書翰集の印刷

日本は、一六世紀にはイエズス会の布教管区としてはインド管区に属していたので、日本書翰集はインド書翰集の一部と見做すことができる。キリシタン時代にイエ

ズス会が編纂し、出版したインド及び日本書翰集は、ロベルト・ストライト神父の書誌に多数が挙げられている。⁽²⁾ こうした書翰集はいずれもイエズス会員がインドや日本から送付した書翰や報告書を中心にカトリック教会が編纂したものである。

キリシタン時代におけるインド及び日本書翰集の編纂と印刷の方針を検討する前に、各布教地からの書翰が如何なる規則の下に送付されていたのか見ることにする。

イエズス会の基本法である『イエズス会会憲』では、布教地からの職務上の書翰の送付を規定しており、第一回総会議において決議された細則は、書翰の執筆方法と使用言語について、以下のように定めている。

「M. 会の便りが、すべての会員にゆきわたるため次のような方法をとる。すなわち、同じ管区長のもとにある会の家あるいは学院に居住する会員は、四か月ごとの月のはじめに、人びとによい影響を与えることだけを述べた手紙を現地のことばで書き、別に同じ内容の手紙をラテン語で書く。それぞれの手紙は、二部ずつ管区長に送り、管区長はラテン語の手紙を一部、現地のことばの手紙を一部、総長に送る。同時に管区長は、特筆すべきこと、よい影響を与えることで会員が触れなかった点に

ついて述べた手紙を添える。また、残った手紙のそれぞれの一部で、他の会員が管区の状態について知ることができるために十分な数の複写をつくる。⁽³⁾」

イエズス会では、各布教地からローマにあるイエズス会本部に職務上の書翰が送付されるのであるが、原則的にはラテン語とその土地の言語による同一書翰が二部ずつ作成されるべきことが規定されている。これらの一部づつは管区長の手許に置かれ、その土地にいるイエズス会員の教化に利用するために、複数の写本を作成することになっている。日本から送付する場合、日本各地で執筆された書翰等は先ず長崎に送付されて集約され、長崎↓マカオ↓ゴア↓リスボン↓ローマの順に送付されることになる。現地の言語とは、当該管区においてイエズス会員が使用している言語ということになる。その内容は、よい影響を与えることのみを認めるように定められているので、職務上の書翰は執筆時から内容が限定されていたことになる。同一の書翰や報告書が通常では三便、最多の場合では五便が作成されるが、マカオやゴア等の中継地点でも写本が作成されることになる。こうして、今日でも同一の書翰や報告書に対して原本の他に数種類の写本を見ることができ。

イエズス会員が各布教地から総長に送付する書翰になると、その内容は教化に役立つ事柄のみに限定される。

『イエズス会会憲』がインドに齎される以前、一五四九年六月二〇日付、マラッカ発、パードレ・フランシスコ・ザビエルのモルツカにいるパードレ・ファン・デ・ベイラとその同僚宛書翰では、イエズス会員の総長宛の書翰について次のように指示している。

「パードレ・イグナシオとシモン・ロドリゲスに、そちらにいる凡てのパードレが挙げている成果を細かく数え上げて、詳細な書翰を認めなさい。教化となる事柄のみとして、教化にならない事柄は記さないように留意しなさい。

パードレ・イグナシオとパードレ・シモン・ロドリゲスに書く書翰は、数多くの人々が読むことを考慮して、誰の教化にもならないことは書かないように。封をして、印を押して、マラッカのフランシスコ・ペレスに送りなさい。上書きは、「パードレ・イグナシオとパードレ・シモンに」となるであろう。

インドにいる凡ての兄弟にそちらで挙げている成果を知らせる別の書翰を認めなさい。凡ての兄弟が主なる神に感謝するためである。⁴⁾」

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

ザビエルは、教化にならない事柄は書翰に記さないようにマラッカにいるベイラに促している。総長ロヨラとポルトガル管区長ロドリゲス宛の親展書翰は特に注意を要するものであり、インドのイエズス会員宛の書翰はこの書翰とは別に用意すべきであるとしている。同書翰の追伸において、ザビエルは、上記の書翰が執筆できない場合にはパードレ・アルフォンソ・デ・カストロに総長への報告を一任するように指示している。⁵⁾

しかし、ザビエルが指示した書翰の執筆基準は、実際には必ずしも遵守されなかったようである。一五六一年一月一〇日付、ローマ発、総長ライネスのゴアにいるパードレ・メルシオール・カルネイロ宛書翰の追伸には、次のように記されている。

「教化のための書翰が時折そちらからイエズス会外の者に送付されている。新たな書翰はイエズス会員の手による以外には、送付されることが適切であると思われる。そして、そちらにそれらの書翰をよいラテン語にすることが出来る者がいるようならば、三部の複写の一部をラテン語で寄越すことができるだろう。それは、ラテン語を読む者達の教化のために、よりよく、より迅速に意志の疎通を図るためであり、イエズス会の他地域の普

遍的習慣だからである。⁽⁶⁾」

インド管区では、イエズス会員が職務上の書翰以外に私的書翰をイエズス会外の者に送付していたことが読み取れる。これは、書翰の送付をイエズス会員以外の者に委託していたことが一因と考えられたようである。また、前掲の『イエズス会憲』に規定されているようなラテン語訳は、布教地における翻訳者の不足から必ずしも作成されていなかったことが判る。インド管区においてラテン語訳の作成が期待されているのは、内容を考慮してのことではなく、意志の疎通を迅速にするためであったことになる。

インドから送付された書翰をヨーロッパにおいてインド書翰集として印刷することが考慮されるようになる、総長が印刷の具体的な指示を与えている。カトリック教会では、一五一五年に開催された第五ラテラノ公会議の第一〇総会において、書籍を印刷する際には教会の承認を受けるべきことが明確に規定された。⁽⁷⁾ 一五四六年八月八日に開催されたトリエント公会議の第四総会においては、ヴルガータ聖書をラテン語聖書として承認すると共に、書籍を印刷する際には教会の承認を得るべきであるとする第五ラテラノ公会議の教令が再確認された。⁽⁸⁾ 更に、

『イエズス会憲』では、イエズス会員が書籍を出版する際には如何なる場合であつても総長の検閲を受けて、その許可を得るべきことが定められている。⁽⁹⁾ それ故、イエズス会の書翰集が印刷される際には、総長がその内容を原則的に把握していることになる。

インド書翰集を印刷する際の使用言語と記載内容については、総長書翰のように命令としての性格を持つものではないが、一五六一年付、リスボン発、パードレ・ジエロニモ・ナダール執筆の東洋の報告書に、次のように記されている。

「インドからの書翰を印刷するように。非常に熱心に収集、校正し、異端審問所によつて承認されるように。そして、これは、ラテン語でできるようであれば非常に望ましく、もしできなければカステイリヤ語が望ましいであろう。しかし、あらゆる配慮をもつて諸個人が自分達について述べていると理解できる事柄を削除し、修復等の処置を取ることが望まれる。⁽¹⁰⁾」

インドからの書翰を印刷する際には、イエズス会員が自分達について述べている事柄を削除すべきであるとされている。また、使用言語はラテン語が最適であり、スペイン語が次善であるとされている。しかし、ここでは、

その理由は述べられていない。

一五六三年二月二二日付、トレント発、総長ジョアン・ポランコのポルトガル管区長ヴァス・デ・メロ宛書翰には、インドから送付される書翰の印刷について、明確な基準が設定されている。そこには、次のように記されている。

「昨年インドから送付された諸書翰を印刷することに ついては、あちらで印刷されるわけではないので、当地 イタリアにおいて行なわれているように、剰余と思われる諸事、或いは教化のためではなく商業等のために記された諸事は放置され得るであろう。更に、イタリアにおいてこちらの言語〔イタリア語〕では印刷させないのが適切であろうと、われわれのパードレ〔総長〕は思っている。スペインでは印刷されないことで十分である。というのは、ポルトガルにおいてはスペイン語で印刷される書翰集について助けとなり得るからである。」^⑪

イタリアにおいて印刷されている書翰集の例に倣って、インド書翰集の内容が商業等に及ぶ場合には、印刷すべきではないことが明記されている。使用言語については、イタリア語は認められていない。スペイン語で印刷することがポルトガルにおいては可能なので、必ずしもスベ

インにおいて印刷する必要はないとしている。印刷地はイタリアが前提とされており、ポルトガルも想定されているが、スペインは対象から除外されている。

翌年にはインド書翰集をスペインや、更には布教地であるインドにおいて印刷することが想定されている。一五六四年六月二二日付、ローマ発、総長ポランコのポルトガル管区長ジョアン・ミロン宛書翰には、次のように記されている。

「インドにおいて書翰集を印刷することについては、パードレ・アントニオ・デ・クアドロスが記しているように、ラテン語で行なうと、剰余や反復を削除することが大変適切であると思われる。スペインにおいて、それらの書翰をカステイリヤ語で出版することについては、尊師は〔異端〕審問官パードレに扱わせるように。前述のインドの印刷については、もし可能であるならば、あちらからの書翰によって速やかに凡てのコレジオに連絡することは勿論である。今すぐにはなく数年後にそれらの書翰を翻訳し、印刷することは面倒だからである。」^⑫

インド管区長クアドロスは、書翰集を印刷に際してラテン語に翻訳し、剰余や反復を削除することを指示していたのである。布教地の幹部が印刷の形式に介入したこ

とを示しているが、ヴィツキ神父によれば当該書翰は失われたということである。書翰集の印刷が、ヨーロッパだけでなく布教地のインドでも計画されていたこととなる。⁽¹³⁾この時点でインドにおいて出版が計画された書翰集の存在は確認できない。スペインにおいてスペイン語の書翰を印刷するためには、異端審問所の意向を配慮すべきであるとしている。

三、インド管区における書翰の保存

書翰集の印刷に対するインド管区側の立場を明確にしたのは、東インド巡察師アレックスサンドロ・ヴァリニャーノである。彼は、インド書翰集の印刷にはインド管区側の意向を反映すべきであると考えた。一五七五年一二月六日から一八日に亘ってシヨランにおいて、ヴァリニャーノによる主導の下で協議会が開催された。彼によって纏められた協議会の記録には、布教上の問題を議論した五七の諮問と回答が掲載されている。第三三問には、インド管区からの年報の送付が議論されているが、年報だけでなく職務上の書翰の印刷に言及している。

「第三三問、年報がわれわれのパードレ〔総長〕に送られるために採るべき方法について。それによって、彼

は管区全域を掌握することができる。

〔決議〕毎年、二通の書翰が、一通は管区長パードレによって北部とゴアの知らせを与えて、もう一通はコチン監督によってマラバールの知らせと、マラッカ、モルッカ、中国、日本のカーザの知らせを与えて、作成されることに皆が同意した。ナウ船が領国に向けて発つ前に認められ得る時期に間に合えばのことである。そして、これはマラッカの副管区長が行なうことではない。なぜならば、彼はその時はそれら全域の書翰を作成するであろうからである。その書翰は、前述の二書翰に加えて領国に送付されるであろう。当〔インド〕管区について記された凡ての書翰も、満足すべきものであった。それらには歴史に関する事柄が記されている。われわれのパードレ〔総長〕が命じたことに従って、確かな真実の事柄が記されるように、それらが上長達によって熱心に見られるように。上長達は末尾に「閱了。」と記入し、署名するように。そして、管区長、副管区長、マラバール監督のような上長達の点検と承認を受けないものは、ヨーロッパにおいて印刷されることがないように。そして、同書翰に「印刷可能。」と記入するように。年報と共に印刷されるべき書翰は、ポルトガルに送付される前にゴ

アヤコチンのコレジオの食堂において朗読されるであろう。そして、確かな教化になる事柄以外は記されないように深く注意を払う凡ての上長達に、過度に賞賛したり誇張したりせずに認められるように¹⁴。」

この決議は、協議会の出席者全員の賛同を得ていることが欄外註記にある。インドからヨーロッパに送付される書翰がインド管区長の閲読を経るべきことは前掲の『イエズス会会憲』の細則に見られる通りであるが、ここでは、ヨーロッパにおいて年報や書翰集を印刷する場合にも、インド管区長を始めとするインド管区の幹部の承認を得るべきことが定められている。これによって、インド管区がヨーロッパにおける印刷の内容を把握できることになる。これより先、一五六五年の第二回総会議において、年報の作成を年に一回とすることが決議されている¹⁵。

インド年報や日本年報については既にいくつかの研究がある¹⁶ので、ここでは敢えてこれ以上は触れることはせずに、ヴァリニャーノがインド年報を如何に捉えていたかを見ることにする。一五七五年夏頃、インド発、総長エヴェラルド・メルクリアン宛てのヴァリニャーノ執筆の「巡察師によって作成された、沿岸と要塞の上長達と

マラバールのレジデンシアにいるパードレ達への訓令」には、次のように記されている。

「毎年、沿岸部において行なっている教化諸事の年報一部を作成し、二乃至三便でヨーロッパに発送することができるよう、それをマラバル地方の暗黙の了解者〔上長〕に宛ててコチンに送付するように。それらは、教化の、そして真実の事柄だけを認めるように警告しながら、複写させるように。そして、ヨーロッパに向けて送付される個人書翰には、歴史に属する個別の諸事は認めないように。不確実で、疑わしく、真実とは異なる諸事が記されないために、先ずあなた方が見ることなしには、たとえ教化についてであろうとも、インドにおいてはなされていることの情報は認めないように。なぜならば、総長猊下がこの様に命じておられるからである¹⁷。」

年報の作成、特に複写の方法が具体的に指示されている。個人書翰には歴史についての個別の諸事を載せてはならないというのは、歴史に関する事柄を年報に一括するためであろうと考えられる。年報の送付が年一回と規定されてからは、年報と個人書翰は明確に区分された。尚、ヴィッキ神父によれば、総長の当該命令は失われたということである。

ヴァリニャーノは、一五七七年九月一六日付、ゴア発、総長エヴェラルド・メルクリアン宛書翰において、次のように記している。

「猯下が前述の〔昨年の〕書翰において私に認めてくれる第三の事柄は、イエズス会員が認める書翰は先ず大変よく検査されるように、私に委ねていることである。なぜならば、それらには数多くの欠陥があると感じられるからである。私が猯下にそこにあると既に述べた困難については、〔インド〕管区全域に委ねられたにも拘わらず、殆ど訂正することができないと、私には思われる。なぜならば、イエズス会員はあらゆる地域に散在しているので、上長達は認められる凡てのものを見ることはできず、数多くいる上長達の凡てが誤りを記さないだけの分別を備えているわけではないからである。そして、それ故、印刷と開示が可能であることを証明する巡察師や管区長、あるいは日本の上長のような管区の他の幹部による署名のようなものなしに、書翰集がかくも容易に印刷され、少なくとも外部の者に開示されることのないようにと、私は猯下に認めた。そして、猯下が適切であると考えたように、ポルトガルにおいて商業に携わっていた凡ての者はそうしたことをプロクラドル等ではな

くインド管区長に、彼〔インド管区長〕が後にそれらをポルトガルのパードレ達と処理するために報告するようにと、私は管区全域に対しても認めた。猯下は、それを昨年猯下に送付された書翰の写しによってご覧になったことであろう。しかし、時と猯下がこの凡てに適切な秩序を与えるであろうと、私は主を信頼している。⁽¹⁸⁾」

総長は、インド管区からの書翰をヨーロッパに送付する前に内容の誤りをなくすためにインド管区の幹部が凡てを検閲することを命じている。この検閲の実施はヴァリニャーノに委ねられたが、実行は不可能であると考えられた。そこで、ヴァリニャーノは、ヨーロッパにおいてインド書翰集として印刷される前の段階で、インド管区の幹部の承認を得るように総長に訴えたのである。このことは、上記のシヨランにおける協議会の決議が実行不可能であったことを意味する。また、商業に関することは財務を担当するプロクラドルではなく、インド管区長に報告するようにインド管区全域に通達したというのである。このプロクラドルは、インド管区内ではなく、リスボン駐在のものを指すのであろう。これは、商業に関する記事を含む書翰が印刷され、開示されることを懸念したものであろうと考えられる。

一五八三年一〇月付(？)、ローマ発、総長クラウデアイオ・アクアヴィーヴァのインド管区のイエズス会員宛書翰には、書翰集を印刷する場合の言語に言及されている。同書翰には、次のように記されている。

「こちらでは、「イエズス会員達は、」改めて全インド書翰集をイタリアではイタリア語で、スペインではスペイン語で印刷することを許可するようにわれわれ「イエズス会本部」に強く要請している。そして、「総長」陛下は書翰の事柄には適切に言及されていないものがあることを指摘したので、検閲のためにわれわれに送付することを望んだ。そして、あちらでは毎年ローマから送付される年報の概要を作成するように。それはラテン語を理解できない者達のためにポルトガル語になるであろう。」⁽¹⁹⁾

ヨーロッパでは、インド書翰集を印刷する際の言語に對する規制を緩和するように要請されているというのである。具体的には、インド書翰集を印刷地の言語で印刷することが要求されたのである。印刷前に総長の検閲を受けるべきであると、『イエズス会会憲』に規定されていることが改めて述べられているが、このことから総長の閲読を経ないで印刷された書翰集が存在したことが推

測される。ローマから送付される年報の概要を作成することが命令されているのは、印刷した年報をインド管区に送付するべきであるとするヴァリニャーノの提案が受け入れられたことを意味している。また、ポルトガル語で執筆される年報の概要をラテン語ではなくポルトガル語で作成することが容認されている。

四、インド及び日本書翰集の送付要求

ヴァリニャーノは、一五八四年一二月一二日付、コチン発、総長アクアヴィーヴァ宛書翰において、インド管区では印刷されたインド書翰集が必要であることを次のように訴えている。

「インド書翰集については、全書翰を再点検するように委ねて、訂正すべき事柄を記入して、ローマに検閲書を送付して、要請によって改めて全部を印刷するように。だが、これを行なうのは困難であり不可能であろうことを理解(すべきである)」。こちらにはひとつの文書館もなく、書翰を保存する努力も全くなされなかったもので、日本だけのものとマツフェイがラテン語に翻訳したもの以外には刊本も写本もないのである。長い間、私は、インドや日本の当初から現在に至るまでのことについて印

刷された書翰集の全巻がこちらに置かれることを望んできた。もし、猥下がわれわれにそれらを送るならば、熱意が生じ、それによって「インド史」(の編集)をよりよく命令し、続行することができらるであろう。これは、これらの書翰が欠けているうえに今年はそのための時間がないことによつて、見直すことも書き終えることもできないのである。⁽²⁰⁾」

この当時、ヴァリニャーノは、「インド史」の執筆を計画していた。⁽²¹⁾しかし、その史料となるべき書翰がインド管区には保存されていないばかりか、保存する意図さえないと嘆いている。彼がインドにおいて利用できるのは、日本書翰集とペドロ・マツフェイがラテン語に翻訳したものであり、それ以外には写本も刊本もないというのである。そこで、彼は「インド史」の執筆のためにヨーロッパにおいて印刷された凡ての書翰集をインドに送ることを総長に要請している。

ヨーロッパにおいてインド及び日本書翰集を印刷する際に、編纂者が布教地に対する認識不足から書翰の内容を誤解したり、文章を改変したりすることについては、ヴァリニャーノによつて指摘されている。彼は、同書翰において、次のように記している。

「そして、猥下が私の見解を知ることが望むならば、「インド管区における」この検閲がなされる前には、それらの書翰は再び印刷されるべきではないであろう。なぜならば、それには訂正すべきことが多いからである。あちらでは諸事をよく理解できないので、転写する際にしばしば書翰の意味を変えてしまう。従つて、諸事を誇張したり、変化させたり、実際に起きたのとは反対のことを記述したりするのである。そして、時には、その土地への新参者によつて、確かな情報を持つことなく、しかも印刷されるべきものであることを考慮せずに認められたので、数多くの誤りが書き送られている。今年もまた、ヨーロッパにおいて印刷された数点の年報が届いた。そこで、読んでみると、あちらでは理解できなかった誤りがここでは見られるのであるが、容易に解決し得る方法を私は知らない。なぜならば、あちらでは往々にして諸事がこちらで起きるのは異なつた方式で修得されるので、彼らが修得している言葉によつて書翰を転写するからである。従つて、ここでは書翰に誤りがあることが見受けられるが、こちらで起きる方式で諸事を想像するならば、そうしたことはなくなるであろう。そして、人名、地名、あちらではよく理解できない諸事に関して多

数の誤りがある。このことは今でもこちらでは私に起こった。私が日本から認めた諸書翰は最適な語句に要約し、縮小するように命じたところ、数多くの事柄に関して余りにも大きく変化したので、私は驚いてしまった。あの方法で私の氏名で日本に送り返すならば、あちらの者達は私が現実の数多くの事柄から乖離していると言うであろう。そこでは、どれ程よい方法がこのことに対して取り得るのか、私には分からない。こちらでは職務が適切になされており、そこでは転写に関して正確さがあるので、これ程の誤りは無いであろう。⁽²²⁾

ヴァリニャーノは、ヨーロッパにおいて印刷される書翰集ではインドの状況が誤解されたり、誇張されたりするだけでなく、情報が不足していたり、印刷することを考慮せずに執筆されることもあるので、誤りが多いとしている。それ故、彼は、書翰集を再版する際にはインド管区による検閲制度の導入が必要であると考えている。この場合の書翰集とは、上記のマッフエイの書翰集であることは明らかである。ここでは、ヨーロッパでは遠隔の布教地であるインドの状況が理解されない理由が的確に指摘されていると言えよう。ヴァリニャーノは、印刷書翰集の使用言語について同書翰において、次のように

述べている。

「ローマから送付される年報については、スペイン全州のためにカステイリヤ語で印刷され、意志の疎通を図るために印刷されたものが少なくとも一ダースはインドに送付される必要があるだろう。なぜなら、こちらにはそれだけのものを筆写できるような者がいないからである。数多くのパードレ達はレジデンシアに住んでいながらもラテン語を忘れていたので、この言語〔ラテン語〕の年報が来ることを楽しみにする者など殆どいないのである。⁽²³⁾

各布教地から送付される年報は、布教活動の報告書であるだけでなく、ヨーロッパにおいて教化のために印刷することを前提としている。ヴァリニャーノは、年報の性格をヨーロッパの一般向けに印刷するだけでなく、印刷したうえでインド管区に返送して現地のイエズス会員の教化に利用すべきことを考慮している。インド年報をスペイン語で印刷して、ローマの本部から一ダース以上の部数をインド管区に送付すべきであるとしている。ラテン語で印刷したものをインドに送付してもインドでは理解できる者が限られてしまうので、ラテン語ではなくスペイン語で印刷すべきだとしている。併せて、インド

管区ではパードレであつてもラテン語が十分には読めない者がいることを非難している。この記事から、上記の日本書翰集がラテン語で記されたものであり、マカオにはスペイン語の書翰集はなかつたことが判る。

この時点において、ヴァリニャーノがインド史の執筆のために得ていた情報については、同書翰の追伸に次のように記されている。

「今やマツフェオが執筆した『歴史』が印刷されているが、そこには当地方の諸事を扱いながらも数多くの誤りがあると記すことを私は忘れていた。なぜならば、私が既に述べたように、かくも遠方の諸事をよく理解することはできないからである。そして、当地方について扱っている諸事を吟味するために、それが印刷される前にインドに送付されるならば、それは的確なことであろうと、私は確信している。なぜならば、このことを他のパードレ達が私に指摘したので、私はそれを猥下に認めようと思つたのである。

私が猥下に認めたように、われわれがインドについて作成している『歴史』〔の執筆〕を継続するためにも、われわれには書翰が欠如しているが、コインブラには凡ての書翰があると、私は理解している。このために、猥

下が既述の『歴史』〔の執筆〕が継続されることを望むのであれば、われわれに欠如している一五六四年から一五七四年までのインドと日本の年報の要点を少なくとも複写して送付するように命じることが必要である。そして、これらの要点が来ることで、このイエズス会の歴史について書かれる第二部に、猥下や全イエズス会員は喜ぶことであろう。」⁽²⁴⁾

ジョヴァンニ・ペドロ・マツフェイは、イエズス会の歴史編纂者として知られ、コレジオ・ロマーノの教授等を務めた人物である。彼の翻訳には、一五七一年にコインブラから刊行された『インド書翰選集』がある。⁽²⁵⁾ その他、初期の著作としては、マヌエル・デ・アコスタが収集した書翰集に短い解説を伏したものをマツフェイが翻訳し、一五七一年にコインブラから刊行された『東洋におけるイエズス会に関する諸事』がある。⁽²⁶⁾ 翌七二年にはパリから同書の改訂版『東洋におけるイエズス会に関する諸事の歴史』が出版された。⁽²⁷⁾ 同書は幾度も増補と改訂されており、翌七三年にはナポリから初版と同一書名で第三版が、七四年にはケルンから第四版が出版されている。同書はインド書翰集の前文にインド布教についての短い解説が付されたものであり、解説と書翰集は、いず

れもラテン語で記されている。この内、ヴァリニャーノが言う「歴史」の呼称に最も近いものはパリ版の第二版である。『インド書翰選集』は、「歴史」の呼称には相応しくない上に、翻訳とはされていないので対象から除外できる。しかしながら、彼が述べている一五六四年以前の書翰しか収録していないのは初版のみであつて、第二版には一五六八年から七〇年までの書翰が増補されている。従つて、ヴァリニャーノが指すマツフェイの書翰集は初版であると断定できる。同版はマツフェイが執筆した布教史の概説と一五六四年までの日本書翰集からなるので、ヴァリニャーノの指す「日本だけのものとマツフェイがラテン語に翻訳したもの」とは書翰集を収録した同一の書籍を指していると考えるのが妥当であろう。

ヴァリニャーノは、マツフェイの著作には誤りが多いので、こうした誤りを避けるために、ヨーロッパにおいてインドに関することを印刷する前には内容の点検のためにインドに送付すべきであるとしている。さらに、インド史の執筆に必要なインドと日本の書翰がないので、コインブラにある筈の書翰から一五六四年から七四年までの年報の要点を複写して送付して欲しいと繰り返し訴えている。彼は写本の送付を要求しているので、彼の手許

には刊本だけでなく写本もなかったことが判る。一五七五年以降の書翰については、同年のシヨランにおける協議会によつてインド管区の書翰を保存すべきことが定められたので、これ以降の書翰はある程度の閲読が可能なであろう。

一五八八年一〇月二八日付、マカオ発、ヴァリニャーノのマヌエル・ロドリゲス宛書翰には、インド史の執筆のためにヴァリニャーノが要求していたインド書翰集がマカオに送付されたことが記されている。

「そして、私が頻繁に要求していた一五六四年から現在に至るまでのインド及び日本の書翰集が私に送付された。確かに、私が中国にいる現在、われわれのパードレ〔総長〕が何度も私に依頼した、既に半ば作成したインド史の第二部と、さらには第三部をも私は書き終えるつもりであつた。しかし、既述の書翰集が欠如していることによつて、私はそれらを執筆することができずにいる。私は多数の巻がイタリア語で印刷され、ポルトガル語で印刷されたものもあることを知っている。そして、パードレ・ヌーノ・ロドリゲスが、私が依頼したように、それらを齎すことを私は待つてゐる。彼は他に、私が「書翰が」そこにあると理解しているコインブラの記録庫か

ら複写された書翰集を齎すであろうが、私の許には届いていない。⁽²⁸⁾」

インド史の執筆に必要なインドと日本の書翰集をヴァリニャーノの許に送付すべくヌーノ・ロドリゲスが派遣されたが、未だ届いていないというのである。ロドリゲスは、ヴァリニャーノの許に刊本だけでなく写本をも齎そうとしたようである。ヴァリニャーノは、インドには書翰がないが、コインブラには全書翰が保管されている筈であると考えている。そこで、刊本の入手には拘泥せず、コインブラの記録庫にある文書からの写本を入手することを考えたのである。⁽²⁹⁾

この時点でも、ヴァリニャーノは、「インド史」の執筆のために、刊本であれ写本であれ、依然として一五六四年以降の書翰を必要としている。このことは、「インド史」の執筆に必要なインド及び日本からの発信書翰がインドだけでなく、マカオにおいても不足していたことを意味している。しかし、ヴァリニャーノは、一五八八年一月二三日付、マカオ発、総長アクアヴィーヴァ宛書翰において、ヌーノ・ロドリゲスが結局は一五六四年以降の書翰を齎さなかったことを嘆いている。⁽³⁰⁾

五、マッフエイの『インド史』

ヴァリニャーノは、インド史の執筆のためにインド発信書翰を必要としたが、インド管区には刊本か写本かを問わずインド発信書翰がなく、シヨランにおける協議会の開催前の事柄については、マッフエイのラテン語の書翰集しか参照できなかった。そこで、彼は、ヨーロッパにおいて印刷されたインド書翰集を送付すること、コインブラの記録庫にある書翰から写本を作成してインドに送付することを総長に要請した。シヨランにおける協議会の決議とは裏腹に、インド管区ではヨーロッパにおけるインド及び日本書翰集印刷の実情を把握することは困難だったのである。一五七五年、スペインのアルカラにおいてスペイン語の『日本書翰集』が印刷された。⁽³¹⁾このことはトレド管区から総長に報告されたが、ヴァリニャーノはこの情報を全く入手していない。一五八七年には、ポルトガルにおいてポルトガル語の日本書翰集の印刷が計画されていることが総長には報告されたが、この情報もインドには伝わらなかったようである。⁽³²⁾

こうした状況にあって、マッフエイの『インド史』は、インド管区とヨーロッパ側とが連絡を取り合って作成さ

れた著作である。マッフエイは、総長から「インド史」の執筆を命じられており、インドに関する情報の収集にはインド管区からの全面的協力を得ている。一五七九年一月一三日付、ゴア発、パードレ・ロドリゲス・ヴィセンテの総長エヴェラルド・メルクリアン宛書翰には、「猥下が要請されたパードレ・マッフエイの「歴史」についての諸事の訂正と情報は、学識ある人物に委ねられるべきであり、それらは主の扶助によって来年送られるであろう。」と記されており、インド管区の情報提供が要請されたことが窺える。ヴィセンテは、一五八一年一月三日付、コチン発の総長メルクリアン宛書翰に、次の様に記している。

「マッフエイの」「インド史」のために送られる諸事は、まだ凡ては纏められてはいない。なぜならば、南部の諸事が欠けているからである。巡察師が来るのを待つことがよいであろうと思われる。彼はそれらを携え、目撃証人としてかの地方のよい報告を齎し、こちらでなされたことを明瞭にして順序だてるであろう。そして、パードレ・マヌエル・テイシェイラが昨年認めたことは、巡察師とこちらの他の者達によって再検査されるまでは「歴史」には載せるべきではないと思われる。」³⁵

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

巡察師ヴァリニャーノが情報を検査し、整理したうえで提供していたことが窺われる。総長クラウディオ・アクアヴィーヴァは、「一五八二年二月二日にローマにおいて作成された東インド管区への訓令」を公布している。この訓令は、インドに送付された後、インド管区側の回答が付されて総長の許に返送されている。そこには、マッフエイの著作のために情報を提供すべきことが記されている。

「〔総長の訓令〕「歴史」のためにパードレ・マッフエイはインドの諸情報を要請している。総長は、彼に諸情報を送られ、それらがよく確実なものであるように命令する。〔インド管区側の回答〕パードレ・マヌエル・テイシェイラとパードレ・「ジョアン・ペドロ・」クラッソは、この件を引き受けて、知り得たことを猥下に送っている。そして、この「歴史」が印刷される前に、誤りがあったならば訂正できるように、それがここに送られるのが適切であると思われる。」³⁶

総長がインド管区にマッフエイへの情報提供を指示し、インド管区側では印刷前の閲読を要求している。インド管区からマッフエイに宛てられた書翰は複数が確認できるが、ここにあるのは、テイシェイラとクラッソが一五

八三年一月にマッフエイの質問に対して執筆した回答、即ち「インドについて執筆される「歴史」のために、猥下がインドに尋ねさせた質問への回答」を指している。³⁷

インド管区では、マッフエイの質問に度々回答しており、「歴史」の執筆に全面的に協力している。

ヴァリニヤーンは、マッフエイの「インド史」の作成と印刷について、一五八五年一月十六日付、コチン発の総長アクアヴィーヴァ宛書翰において、次の様に述べている。

「そして、前述のパードレ（・テイシエイラ）は、この書翰において、猥下が彼に書翰を認めて、彼がパードレ・マエストロ・フランシスコについて執筆した「伝記」が印刷されることをお望みになったと述べている。われわれの主の愛によって、こちらについて記されていることを印刷する際、特に歴史や聖人の生涯について扱う際には、それ程急がないように、猥下に注意することが適切であると私には思われた。なぜならば、実際のところ、類似の事柄を印刷する際には深慮が必要であるからである。そして、それ故、昨年、私は、私が再度戻ってこの管区の最も古い諸事を示すまでは、「インド史」の第一部が印刷されないように、猥下に請いながら認め

た。なぜならば、私はこの管区において不確かな事柄は記さないと確信しているにも拘わらず、そして、諸事を知るために努力したにも拘わらず、イエズス会の修道士によって執筆された歴史として印刷されるためには、入念での確なものとなるように再度他の検査を通過することなくしては、私は満足しない。そして、それ故、私が何度も認めたとように、パードレ・マッフエオの「歴史」がこちらでよく検査される前に印刷されるのであれば、インドの諸事に属することに多数の法外な事柄と誤謬があればそれだけ、印刷された後よりも印刷する前にそれらを訂正することが適切であろうと、私は確信している。パードレ・アンリケ・アンリケスは、パードレ・マヌエル・テイシエイラの同書翰を閲覧し、検閲に合格した。そして、彼は、パードレ・マエストロ・フランシスコについて記されている類似の事柄に驚嘆し、猥下に同じことを認めるように私に要請した。³⁸

ヴァリニヤーンは、テイシエイラが執筆した「ザビエル伝」の印刷を急ぐべきではないと総長に上申している。その結果、テイシエイラの「ザビエル伝」は、二〇世紀になるまで印刷されることはなかった。³⁹ その内容を十分に検証するまでは印刷に付すべきではないことは、ヴァ

リニャーノ自身が執筆した「インド史」の第一部についても該当することであった。マッフエイの「歴史」についても、印刷される前にインド管区に送付され、インド管区の検査を受けて誤謬を訂正することが適切であるとヴァリニャーノは考えていた。ヨーロッパにおける印刷には、インド管区の意向が反映されるべきであると彼は考えていたのである。

ヴァリニャーノは、一五九二年一月から翌九三年一月の間にマカオにおいて総長宛の「インド及び日本の巡察師によって総長に要請される諸事の覚書」を執筆している。そこでは総長に対する要請事項が列挙されているが、書籍や印刷された書翰集について、次のように記されている。

「第一四番、猥下は、日本書翰集についてだけでなくインド書翰集についても、イタリアにおいて現在までに印刷された凡ての書籍を熱心に探すように、あるパードレに命じて頂きたい。それは、猥下に送られた「インド史」について、書き終えることができるためだけでなく出来上がったものを完成させることができるようにするためでもある。なぜならば、このことなしには、特に〔一五〕六四年から私がここに来た七四年までに認めら

れた書翰なしにはそれを作成することができないからである。これらの書翰は、私が猥下に要請したものであり、〔一五〕七四年の日本のものはひとつだけではないからである。そして、これらの書籍や印刷された書翰集がポルトガル語かカステイリヤ語では見つからないのであれば、イタリア語のものを送って頂きたい。なぜならば、イタリアではそれらが印刷されたことを私は確かに知っており、私はそれら書翰集の多くを読み、印刷された数冊の書籍を見たからである。そして、私は、このことをパードレ・プロクラドール〔フランシスコ・ロドリゲス〕にも、猥下が考えておられるように、それらを日本管区の経費で齎すように託した。

第一五番は、日本だけでなくインド管区にも、われわれが入っている地域には、イエズス会によって印刷される凡ての書籍が常に別々に送られるように、猥下が命じられることである。それらは、『イエズス会会憲』や『公会議教令集』、『規則』や『一般的概要』や『索引』、『イエズス会に与えられたローマ教皇の『特権』や『大勅書』や『書翰』、『全世界の年報』、そして最後にイエズス会の経費で印刷されるその他の凡てのものである。なぜならば、私がインドにいて送った、既に全員に行き渡

った『イエズス会会憲』や『索引概要』が行かなかつたのであれば、これらのものは日本においては決して見られないからであり、インドからはそれらが送られていないと、不平が出ているからである。そして、経費については、われわれは凡てを出費に入れるが、われわれが印刷されるものを共有するというのがその理由である。しかし、私が述べているように、送られるものについては、インドに向けて送られるものと日本に向けて送られるものを別々に分けて送るように、兎下はポルトガルかローマのプロクラドールに命令を与えるべきである。そしてまた、われわれは、現在まで見ていないパードレ・ペドロ・マツフェイによつて作成された「歴史」を見ることが望んでいる⁽⁴⁰⁾。」

ヴァリニャーノは、この時点でも自らの「インド史」の推敲のために、一五六四年から七四年までの印刷された書翰集を要求している。彼は、一五七四年の印刷された日本年報を一点だけではあるが所持していたようである。書翰集はポルトガル語やスペイン語のものが望ましいと考えているようであるが、彼自身が確認したようなイタリア語のものでも構わないとしている。

彼は、ヨーロッパにおいてイエズス会によつて印刷さ

れた書籍については、内容の如何に拘わらず、凡てがインドに送付されることを望んでいる。インドでは書籍の不足に対する不満が出ているとしている。この時点では、日本はまだ独立した管区とはなっていないが、彼はインドと日本とに書籍を分けて送付することを要求している。マツフェイの『インド史』は一五八八年に初版がフイレンツェから⁽⁴¹⁾、翌八九年には第二版がヴェネチアから出版されているが、この時点では、マカオにいるヴァリニャーノの手許には届いていないばかりか確認すらされてはいない。

マツフェイの『インド史』は、全一冊が三部構成となつてゐる。第一部はイエズス会インド布教史の概説部分である。これには、前掲の『東洋におけるイエズス会に関する諸事』とは比較にならない程に大幅な増補改訂がなされている。第二部はイエズス会士の書翰集であるが、インドが中心ではなく、概ね日本発信書翰が収録されている。『インド史』が印刷される前に印刷された『東洋におけるイエズス会に関する諸事』の諸版にも書翰集が収録されている。『インド史』では、『東洋におけるイエズス会に関する諸事』以降に執筆された書翰が収録され、増補されている。しかし、その一方で、両者に重複する

年代の書翰としては、増補がなされていないだけでなく、インド発信書翰が概ね削除されていることが確認できる。それによって、収録基準がインド発信書翰から日本発信書翰に移行したことが窺える。一五八八年には、前掲の『インド書翰選集』の場合と同様に、ヴェネチアにおいて『インド書翰選集』の増補改訂版が別個に印刷されているので、ヴェネチアでは八九年の『インド史』の第二版の印刷に先立って書翰集の部分のみが印刷されたものと推測される。

第三部はマツフェイによるイグナシオ・デ・ロヨラ伝である。一五八五年にローマにおいてマツフェイの『イエズス会を創設したイグナティウス・ロヨラの生と死』の初版が印刷されているが、これが後に『インド史』に収録されたものである。ヴァリニャーノは、一五八七年一月二七日付、ゴア発、総長宛書翰において、「猥下が送らせたとお書きになっている、パードレ・マフェオによってラテン語で作成された、われわれのパードレ・イグナシオの生涯についての書籍に関しては、こちらでは、こちらに來たパードレ達のひとりが私に齎した一冊しか見られず、誰がそれを私に送ったのか私には未だにはつきりと述べることができない⁽⁴⁵⁾。」と記している。つ

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

まり、『インド史』が印刷される前にヴァリニャーノはマツフェイのロヨラ伝を確認していたことになる。『インド史』は、第二部の日本書翰集の部分に第一部に相当するインド布教史と第三部に相当するロヨラ伝が合冊にされたものであると言えよう。

インド管区とマツフェイとの関係は、『インド史』の印刷後も間接的にはあるが継続している。ジョアン・レベリーヨは、一五八〇年から八六年までの約七年間に亘って、リスボン、コインブラ、ローマにおいて、マツフェイの助手として『インド史』の作成を補助していた。彼は、一五八九年にリスボンからインドに向けて出航し、その後はインド管区の布教に携わっている⁽⁴⁶⁾。

六、エヴォラ版『日本書翰集』の送付

一五九八年、エヴォラにおいてエヴォラ大司教テオトニオ・デ・ブラガンサの主導によってポルトガル語の『日本書翰集』が印刷された⁽⁴⁷⁾。マツフェイの『インド史』の場合とは異なり、同書翰集の情報が印刷前にインド管区に伝わった形跡は認められない。ヴァリニャーノは、フランシスコ・ロドリゲスが日本準管区の管区代表としてローマに赴く際に、総長に対して交渉すべき要点

を列挙した覚書を渡した。ロドリゲスは、一六〇三年一月に日本を離れ、翌年二月頃にはマカオを発っている。同覚書はこの直前に執筆されたと推測される。同覚書において、ヴァリニャーノは、「日本史」の執筆を継続するためには史料が必要であるが、「当地には、エボラ大司教ドン・テオトニオが最近刊行させた、日本関係書翰集しかない」と述べている。⁽⁴⁸⁾ エヴォラ版『日本書翰集』が印刷後にマカオに齎されたことになるが、それ以前にはインド管区ではヨーロッパに向けての発信書翰の写本が保存されていないばかりか、ヨーロッパにおけるインド及び日本書翰集の印刷状況すら把握していなかったのである。結局、ロドリゲスは、同覚書を総長に渡すことなく、一六〇六年九月にローマに赴く途上でリスボン沖において遭難している。

この経緯について、ヴァリニャーノは、一六〇四年一月二四日付、マカオ発、総長アクアヴィーヴァ宛書翰において、マカオに存在していたインド及び日本書翰集について、次のように述べている。

「一六〇一年、私は日本において一時的に商業から離れることができる都合を見つけて、「日本史」のある部分の執筆を開始することを決意した。それは、かの王国

におけるイエズス会の起源と発展を知るためのものであり、われわれの主がかの新しい教会に持ち給う特別な撰理についてである。その冒頭にある猊下への献辞において示した理由によって、作成することが長期間望まれたことだからである。そして、われわれの主は四箇月で第一部を書き終えることによって奉仕されたのであるが、かの時期に漸く書き始め、しかも書き終えることができたのである。なぜならば、その後、私は第二部を書き始めるための都合がつかなかったからである。しかし、われわれの主は、今年このマカオ市において、これらのナウ船が発した後、私がこの「歴史」の執筆を続行することができるよう、私に時間の都合を与え給うことによって奉仕された。そして、ここでは、一五八〇年までに起こった諸事を扱っているポルトガル語で印刷された書翰集しか私は持っていないからである。これらの地方では、「一五」八〇年までのことが印刷されたものしかなく、この「歴史」において私が採っている様式に従って、これらの書翰を集めることで、われわれが「一五」八〇年から現在に至るまでが印刷された書翰集を持つまでには、「一五」八〇年に至るまでの第二部を作成することができよう。それは印刷される如何なる

言語のものであろうともである。私がパードレ・フランシスコ・ロドリゲスを宛下に委ねているように、彼は今、それらを所持し、送付するプロクラドールとして赴いている。⁽⁴⁹⁾」

ヴァリニャーノは、「日本史」第一部の脱稿後の一時的中断を経て、第二部の執筆に着手したことを報告している。⁽⁵⁰⁾ 彼の手許には一五八〇年までの書翰が印刷されたものしかないということから、エヴォラ版『日本書翰集』の第一巻のみがあり、一五八〇年以降の主として年報を収録した第二巻は手許になかったと考えられる。マカオには書籍がないという事情は依然として変化していない。一五八〇年以降の印刷された書翰集がないと彼は述べているが、「日本史」執筆のために利用する資料は必ずしも印刷された書翰集である必要はない筈である。一五七五年のシヨランにおける協議会では、発信書翰はヨーロッパに向けて発送する前に写本を作成することが決議されているので、たとえ完全ではなくともマカオには書翰の写本が存在していなければならない。しかし、彼が写本に触れていないことよって、この時点でもマカオでは書翰の複写と管理が徹底していないことが窺われる。

ヴァリニャーノの「日本史」第一部の序文は、総長への献辞となっている。そこには、彼が「日本史」を執筆するに至った経緯が述べられている。

「それ〔「インド史」〕については、私はそれを三部に分けることを決意した。既に第一部の全体を短い概要に圧縮し、第二部の主要な部分を執筆した。時間の不足によつて、更には調査して根拠を確認しながら仕事を進めている多数の事柄についての真実の情報が欠如していることよつて、私は先に進めることができずにいた。思いがけず、私には特別な喜びや慰めもなしに、私は解放されてしまった。それは、「インド史」に關することであるが、非常に学問的で典雅な書籍であるパードレ・ペドロ・マツフェイオがラテン語で作成した『インド史』、オラティオ・トゥセリーノが同じくラテン語で執筆した『パードレ・マエストロ・フランシスコ・ハビエルの生涯』、そして最後にこれらが執筆された後にパードレ・ジヨアン・デルセナによつてポルトガル語で出版された新たな歴史によつてである。これら凡てがイエズス会員である。そうしたものにおいては、私の「歴史」第一部において私が執筆したことと、第二部において私が執筆してきたことの幾許かが扱われている。そして、これ

は諸事の更なる写しであり、より良く、より典雅な方式でなされているのである。それによって、今、私はこの日本管区に属することのみを書くことを決意した。それは、前述の諸書籍では、パードレ・マッフエオがラテン語で執筆した諸報告と同じく日本書翰集となつて四巻の書籍で書いたことが真実であるにも拘わらず、前述のフランシスコ・ハビエルがその来訪によつて聖なる福音を公布した起源に触れている以上には扱われていないことである。⁽⁵¹⁾

インド史については既に複数の著作が執筆されたので、ヴァリニャーノは「インド史」の執筆を中断して「日本史」の執筆へと移行させたというのである。ここで初めて、ヴァリニャーノがマッフエイの『インド史』を手にしたことが確認できる。マッフエイは、インド管区の協力を受けながら、彼のインド研究の決定版とも言える『インド史』を纏めたのである。ヴァリニャーノが利用したマッフエイの『インド史』は、一六八八年にフィレンツェから出版された初版であろうと推定される。⁽⁵²⁾ 前掲の『東洋におけるイエズス会に関する諸事』と比較すると、『インド史』は大部の書籍であり、内容も書翰集だけでなく、第一部の布教に関する記述の部分が充実した

ものとなつている。マッフエイの著作として、ヴァリニャーノは『インド史』だけでなく四巻からなるラテン語の日本書翰集を挙げているが、『インド史』には前掲の『東洋におけるイエズス会に関する諸事』と同様に四巻の日本書翰集が合冊となつたものが収録されている。それ故、この時点でヴァリニャーノが指しているマッフエイの著作は『インド史』のみであろうと推測される。他に、トルセリーノの『ザビエル伝』⁽⁵³⁾とデ・ルセナの著作⁽⁵⁴⁾が挙げられているが、エヴォラ版『日本書翰集』のことは見られず、彼の手許にはマッフエイのラテン語訳の他に書翰集はなかつたと推測される。

ヴァリニャーノが写本ではなく印刷書翰集に拘泥したのには、以下の二つの理由が考えられる。ひとつは、インド管区からヨーロッパに向けて送付すべき書翰が膨大な量となり、インド管区側では適切な処理ができなかったのではないかということである。シヨランにおける協議会の後には、前述の通り、インド管区の幹部が凡ての書翰を発信前に閲読することは困難であることが判明している。インド管区では、恐らく発信書翰の写本が凡て作成されることはなかつたであろう。発信書翰の中から印刷するのに適切な書翰を抽出することが困難であつた

と考えられる。もうひとつは、ヴァリニャーノが、印刷されることで教会によって公認された書翰を使用することを考慮したことである。印刷されていない書翰は教会の承認を受けたものとは言えないので、将来の印刷を前提とする「日本史」の資料として利用することには慎重を要したと考えられる。⁽⁵⁵⁾

当時、マカオにあった書籍については、高瀬弘一郎氏が一六一六年のマカオ・コレジオの蔵書目録を詳細に分析しているが、⁽⁵⁶⁾そこにはエヴォラ版を始めとするインド及び日本書翰集のみならず、マッフエイの著作を始めとするヴァリニャーノが「日本史」第一部の執筆に利用した諸資料は、いずれも全く確認できない。マカオにあったエヴォラ版『日本書翰集』などは、他の場所に移管されたか散逸したのであろう。印刷された書翰集を布教地に還元して教化に役立てるといふヴァリニャーノの発想は、彼の死後はインド管区では維持されなかったことになる。ところで、日本書翰集を布教地に持参したのは、イエズス会だけではなかった。フランシスコ会士マルセロ・デ・リバデネイラは、執筆年月日不詳のイエズス会に対する批判において日本書翰集に言及している。⁽⁵⁷⁾ホセ・アルバレス・タラドリス氏は、同文書の翻刻の脚注におい

て同書翰集はアルカラ版であろうと推測しているが、リバデネイラによれば、同書翰集には有馬義貞が受洗したことが記載されている筈である。有馬義貞は一五七六年四月一五日に受洗しているので、一五七五年に印刷されたアルカラ版には当然のことながら収録されていない。それ故、リバデネイラの執筆時期は日本を離れてからであり、彼が参照したのは、アルカラ版ではなくエヴォラ版だったと推定される。

七、日本書翰集の編纂基準

インド及び日本書翰集に収録された書翰は、前掲の五三三年二月二日付の総長ポランコ書翰に示されたように、剰余と思われる記述と、教化のためではなく商業等に関する記述は削除された筈である。マッフエイの『インド史』はインド管区の協力の下に連絡を密にしながら編纂され、印刷されたことが確認できるが、日本書翰集の部分は不適切な記述であるとして訂正された形跡はない。従って、同書においてインド管区の見解を反映しているのは、インド布教史について述べた第一部の概説部分だけであることになる。

他方、コインブラ版、アルカラ版、エヴォラ版の日本

書翰集はインド管区の幹部による検閲を受けることなくヨーロッパにおいて印刷されたので、インド管区の見解は反映されていないことになる。エヴォラ版については、松田毅一氏がフロイス関係文書をローマ・イエズス会文書館所蔵の原文書及び他の諸写本と比較し、異同パターンを多項目に分類しているが、それらは、年月日の誤記、日本名の削除・改変・誤記、文章の削除・改変・追記、に集約することができる。⁽⁵⁸⁾この内、布教地に対する認識不足による誤りはヴァリニャーノの説明以上のものは要さないであろう。従って、印刷に際して特に問題となるのは、編纂者による意図的な文章の削除、改変、追記である。以下、上記の原則の編纂への適用と、編纂における基準を具体的に検証する。原文書から刊本に至る過程における変化を、①省略と削除、②全体の要約に分類して言及する。

①省略と削除

シウルハンマー神父とヴィッキ神父が編纂した『聖フランシスコ・ザビエル書翰集』には、ザビエルの日本発信の書翰として鹿児島から発信された五通が収録されているが、エヴォラ版『日本書翰集』には、フランシスコ

・ザビエルの書翰は全部を合計しても五通にしかならない。この内、日本発信の書翰は一五四九年一月五日付で鹿児島から発信された二通であるが、ザビエルがロヨラに宛てた書翰では削除された記述がある。

〔事例 一〕一五五二年一月二十九日付（エヴォラ版…一九日付）、コチン発、パードレ・フランシスコ・ザビエルの総長イグナシオ・デ・ロヨラ宛書翰。

「主なる神への愛と奉仕のために、私が猊下の前にいるのであれば、猊下の足許に跪いて慈悲をお願いする。それは、猊下がよくご存じで、ゴアのコレジオ院長になれるような者を当（インド）地方に派遣して頂きたいことである。なぜなら、ゴアのコレジオは、猊下が処置して下さる人物を大変必要としているからである。⁽⁶⁰⁾」

これより先、ゴアのコレジオ院長はアントニオ・ゴメスであったが、ザビエルはゴメスの強硬な方針を非難していた。インドはポルトガル管区に属しており、ゴメスはポルトガル管区長のシモン・ロドリゲスがゴアのコレジオ院長に任命したのである。ザビエルは、ゴメスの処置をロヨラに求めたところ、ロヨラはインドをポルトガル管区から独立したインド管区とし、ザビエルをインド管区長に任命することでこの問題をザビエルに一任した。

ザビエルは、インド管区長の権限によってゴメスをイエズス会から追放した。ここで求められているのは、その後任に相応しい人物の派遣である。

イエズス会内の人事は、書翰が印刷される際に削除された項目ではあるが、管区長等の要職にある者のみが執筆できることである。人事と言っても布教地において宣教師が不足しているというような一般論ではなく、特定の役職への個別の言及は刊本では避けられている。印刷書翰集には任命書が収録されていないのも、そのためであろう。人事は個人情報に含まれるだけでなく、時として退会者の情報に繋がるものである。一五四九年一月五日付、鹿児島発、ザビエルのゴアにいるイエズス会員宛書翰、即ちいわゆる大書翰では、ザビエルはコインブラのコレジオの方針を批判しているが、この記述はエヴオラ版には削除されることなく収録されている。この理由としては、ザビエルが布教の方針を述べたのであって特定の個人を批判しているのではないと受け取ったこと、さらに印刷の時点ではザビエルがコインブラの方針に異議を提唱していたことが忘れられてしまったので、問題とはならなかったことが考えられる。

〔事例 一〕 一五五六年一月七日付、マラッカ発、ル

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

イス・フロイスのゴアにいるイエズス会員宛書翰^①。

書翰を刊本に収録する際に省略や削除を行なうのに極めて一般的に見られるのは、冒頭の文言を省略する場合であろう。書翰集では定型句の重複を避けるために省略しているようであるが、こうした例は多数確認することができる。しかし、同書翰では、冒頭の文言が通常よりも長く削除されている。同書翰は日本発信ではないが、日本関係の記事を含んでおり、コインブラ版、アルカラ版、エヴオラ版の三書翰集に収録されている。原本は確認されていないが、イエズス会トレド管区文書館の文書が原本と近い関係にある写本と推測され、ルイズ・デ・メディナ神父は同写本を底本に翻刻して^②る。他に、アジュダ図書館とポルトガル科学学士院図書館に写本がある。上記の三刊本では概ね前半部が省略されているが、写本には前半部の省略は見られない。後半部については、刊本は写本よりも原本に近いことが指摘できる。刊本が作成される時点では、原本から記述を引用するのに前半部の記述が省略されたが、原本から複数の写本が作成される過程において原本とは一部が異なる結果になったものと推測される。

同書翰の削除と省略箇所については、冒頭の文言以上

の内容が認められる。そこには、二点の記事内容がある。第一点は、ポルトガル商人の東南アジア海域における商業活動と、中国人商人との交易についての記述である。イエズス会が商業活動に直接関与したことを示すものではないが、削除されたのであろう。第二点は、メルシオール・ヌーネス・バレートとルイス・デ・アルメイダが、広東省に捕らえられていたマテウス・デ・ブリットの保釈交渉をしたという記事である。これには、フロイスがジャンク（船）の船員から聞いた内容が基になっており、保釈交渉の具体的経緯が記されている。

〔事例 三〕一五五五年九月二三日、平戸発、パードレ・バルタザール・ガゴのインドとポルトガルのイエズス会員宛書翰⁶³。

同書翰には、アジュダ図書館、ポルトガル科学学士院図書館、ポルトガル外務省文書館に写本が確認されているが、原本乃至原本に近いと推測されるものは確認されていない⁶⁴。ルイズ・デ・メデイナ神父は、アジュダ図書館所蔵写本を底本に翻刻している⁶⁵。

同書翰では日本の風俗と習慣が概観されているが、エヴォラ版等の刊本における削除には日本人が行なう間引きの風習を記述した部分が確認できる⁶⁶。教化を目的とす

る印刷書翰集では、日本人の悪習を過度に強調することが不適切であると考えられたので、削除されたものと推測することができる。しかし、これに対しては明らかなる反証が存在する。間引きの記述は、エヴォラ版の他の個所では確認することができる⁶⁷。それ故、間引きの記述が部分的に削除されたとはいえず、削除は徹底した方針ではなかったのであろう。記述の掲載は余り望ましくはないという程度の判断であったと考えられる。

〔事例 四〕一五五五年九月一〇日付、豊後発、イルマン・ドウアルテ・ダ・シルヴァのインドにおけるイエズス会員宛書翰⁶⁸。

同書翰には、山口においてパードレ・コスメ・デ・トーレスが執筆した複数の書翰の要約が引用されている⁶⁹。同書翰は、ローマ・イエズス会文書館に二点が所蔵されており、一方はスペイン語で記されている。ルイズ・デ・メデイナ神父は、ポルトガル語文書を底本に翻刻している⁷⁰。写本類も複数ある上に、コインブラ版、アルカラ版、エヴォラ版の三刊本に収録されている。同書翰では、トーレスの書翰からの引用箇所が判別できるように記述されており、少なくとも同年八月から二月まで山口のトーレスに宛てて毎月書翰が送付されていたことが判る。

同書翰における刊本作成に際しての削除部分は、前述の冒頭説明の削除を除けば、書翰の末尾に見えるザビエルの遺体をイルマン・マヌエル・タヴォラがマラツカからインドに運搬した記述が確認できる。⁽⁷¹⁾ タヴォラは後にイエズス会を退会させられているので、氏名が削除されていることは明らかである。⁽⁷²⁾ タヴォラの氏名は、アジエダ図書館とポルトガル共和国外務省文書館の写本では、削除乃至書き換えがなされている。こうしたことは同時代に出版された刊本だけでなく、写本にも見られるのである。タヴォラの他、フェルナン・メンデス・ピントも、イエズス会を退会させられたことから削除されることがある。既述の〔事例 二〕の削除部分には、彼の氏名が含まれている。

〔事例 五〕一五五四年二月五日付、マラツカ発、フェルナン・メンデス・ピントのポルトガルにいるイエズス会員宛書翰。⁽⁷³⁾

同書翰の写本は、アジエダ図書館、ポルトガル科学学士院図書館、ポルトガル共和国外務省文書館に所蔵されている。原文書と推定されるものは確認されていない。刊本は、コインブラ刊の『数通の書翰の写し』には見られるが、アルカラ版『日本書翰集』とエヴォラ版『日本

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

書翰集』には収録されていない。メンデス・ピントは、一五五六年にイエズス会を退会している。それ故、『数通の書翰の写し』が印刷された一五五五年の時点ではイエズス会に在籍していたので書翰が収録されたが、退会以降に出版された書翰集には退会者の執筆書翰ということで収録されなかったものと推測される。

②全体の要約

印刷する際に書翰の特定の記述に対して省略や削除を施すのではなく、書翰の全体を内容から要約したものである。

〔事例 六〕一五五四年二月二三日付、ゴア発、イルマン・アイレス・ブランダンのポルトガルにおけるイエズス会員宛書翰。⁽⁷⁴⁾

東京大学史料編纂所編纂の『イエズス会日本書翰集』には同書翰が収録されているが、そこではその形態から次の三種類のテキストに分類されている。⁽⁷⁵⁾

* 第八二号文書 写本（アジエダ図書館、ポルトガル科学学士院図書館、ポルトガル外務省文書館）

* 第八二号文書 A 刊本（コインブラ版、アルカラ版、エヴォラ版）

* 第八二号文書B 原本(ローマ・イエズス会文書館のゴア部)

同書翰では、原本と推定されるものが伝存しているうえに、三種の写本が伝わっており、しかも上記の三刊本にも収録されているのは、初期の書翰としては多種が伝存している典型であると言えよう。ヴィツキ神父は、ローマ・イエズス会文書館所蔵の原本を翻刻している。⁶⁶この内、写本と刊本の関係を見てみると、同書翰では写本相互と刊本相互の差異は殆ど認められない。写本と刊本を比較すると、書翰の後半が一部異なっていることが確認できる。この部分は写本よりも刊本の方が長いという不自然な形態になっている。原本の範疇に入るものには二点が確認されているが、一方は長文であり他方は短くなっている。この長文の原本から写本や刊本への移行においては記述の削除ではなく内容の要約によって書翰が短縮されている。

同書翰については、書翰送付時に原本から数種類の要約が作成され、長文の要約から写本と刊本が作成されたものと推測される。そのために、原本は写本や刊本の記述と一致しないのであろう。刊本と写本の一部の記述が全く異なることから、底本となる要約には少なくとも二

通りの文書が存在していたことが推測されるが、これらの文書は現存が確認できない。同書翰の内容は、ローマ・イエズス会文書館所蔵の文書には前述の個人情報や商業活動等に属するものではなく、教化書翰として不相当と判断される記述は認められない。しかし、刊本には短い書翰が収録されたのは、退会者であるメンデス・ピントの名が記載された方を避けたからであると考えられる。

* * *

上記の諸書翰は、マッフエイの『インド史』に収録されている「日本書翰集」には収録されていない。マッフエイは、収録する際に問題となるような書翰を意図的に排除したことが推測される。書翰が全体的に要約されたうえで、彼の『インド史』に収録されたものとしては、次の書翰がある。

〔事例 七〕一五五七年一〇月二九日付、平戸発、パードレ・ガスパール・ヴィレラのイエズス会員宛書翰。⁶⁷

エヴォラ版、アルカラ版、コインブラ版に収録されているうえに、アジュダ図書館とポルトガル科学学士院図書館に各々写本が確認されている。原本乃至原本に近いと推測されるものは、ローマ・イエズス会文書館とスペイン国立歴史文書館に所蔵されている。イエズス会トレ

ド管区文書館には、スペイン語の翻訳が所蔵されている。同書翰は極めて多数の写本が残存しているうえに、刊本にも収録された数少ない例である。ルイズ・デ・メデイナ神父は、スペイン国立文書館所蔵の文書を底本に同書翰を翻刻している。⁽⁷⁸⁾ アジュダ図書館とポルトガル科学士院図書館の写本は、スペイン国立歴史文書館の文書と比較すると著しい省略や要約は見られない。ところが、上記の三刊本では、書翰の全体が三分の二程度に要約されていることが確認できる。この場合、刊本だけが要約されているのであるが、上記の三刊本はいずれかの文書を底本としているわけではないので、刊本の底本となつた文書の存在が別に想定できる。同書翰の内容には、特に省略や削除を要すると考えられるものは確認できない。⁽⁷⁹⁾〔事例 三〕とも関係する間引きの記述が見られるが、刊本では削除されてはいない。

同書翰は、マッフエイの『インド史』では一五五七年一月一四日付となつて⁽⁷⁹⁾いる。彼が翻訳に利用した底本は明らかではないが、抄訳であることが考えられる。これは、彼の『東洋におけるイエズス会に関する諸事』から引き写したものである。⁽⁸⁰⁾彼の『インド史』では、『東洋におけるイエズス会に関する諸事』から諸書翰が引き

写されているが、彼はインド管区の承認なく書翰の増補をしなかつたので、書翰の増補がなされなかつたのである。彼の『インド史』はインド管区の協力の下に作成されたので、内容や形式に問題があるような書翰を収録することがなかつたものと推測される。その一方で、インド管区では、彼の『インド史』が印刷されて齎されるまでは、当該年代のインド発信書翰が保管されていなかった⁽⁸¹⁾ので、彼の『東洋におけるイエズス会に関する諸事』に書翰を増補することはできなかったのである。

八、結び

以上、述べてきたことを簡単に纏めてみたい。

イエズス会では、『イエズス会会憲』によって、布教地から送付される書翰はラテン語の書翰と現地の言語の書翰を二部づつ作成し、一方を管区において保存して、そこから複数の写本を作成すべきことが規定されている。しかし、ヴァリニャーノが東インド巡察師としてインドに到着した時点では、インド管区では受信書翰は保存されることなく概ね廃棄されており、発信書翰の写本が作成されることはなかつた。ヨーロッパにおいて印刷されたインド及び日本書翰集がインド管区には送付されるこ

ともなく、インド管区からの書翰は先例に配慮することなく執筆されていた。これは、『イエズス会憲』に示された原則とは程遠い状況であったと言わざるを得ない。ヴァリニャーノの眼には、インド管区における書翰の執筆と管理は極めて杜撰なものと映ったのである。

一五七五年、ヴァリニャーノ主導の下に開催したシヨランにおける協議会では、インド管区からヨーロッパに送付した書翰の写本を保存すべきことと、ヨーロッパにおけるインドに関する諸事の印刷はインド管区の幹部が送付時に承認したものとすることが決議された。これまででは、インド管区ではヨーロッパにおけるインド及び日本書翰集の印刷を把握していなかったのである。これによって、インド管区における書翰の保存と印刷の把握が制度的に整備されたと言えよう。しかし、ローマに送付すべき書翰の整理をインド管区の幹部が事前に行なうことは、その分量の膨大さから困難となっていたので、ヨーロッパにおける印刷前の書翰集の校正をインドに送付することを要請した。この検閲制度は実際に十分に機能したとは言い難いが、ペドロ・マツフェイの「歴史」は初版をインド管区側が修正した上に、マツフェイからのインド布教についての質問に答えるなどして作成

された。こうして印刷に至ったのが彼の『インド史』(フイレンツェ、一五八八年)である。インド管区側との綿密な情報交換のうえで、同書は印刷されたのである。ヴァリニャーノが「インド史」を執筆している時点では、彼の手許には不正確とされるマツフェイの「歴史」とラテン語の翻訳書翰集しかなく、「インド史」執筆のための史料不足に悩まされることになる。ヴァリニャーノは、印刷されたインド書翰集を複数インドに送付して、インド史の執筆に役立てると共に、インド管内のイエズス会員の教化に役立てることを考えた。彼は、ヨーロッパにおける年報と書翰集の印刷を布教地に制度的に還元することを案出したのである。しかし、インド管区における史料不足という状況は、ヴァリニャーノが「日本史」第一部を執筆する時点でも、基本的に変わらなかった。マカオにいた彼の手許には、マツフェイの『インド史』の他、一六〇四年に彼が「日本史」第二部の執筆に着手した時点において、漸くエヴォラ版『日本書翰集』の第一巻のみが利用できる状態であったが、なおも一五八〇年以降の主として年報を収録した第二巻は手許にはなかったと考えられる。マカオには「日本史」執筆のための書籍がないという事情は、依然として変化していな

いのである。

イエズス会によって出版された諸刊本は、教化を目的とした布教史料集であるという性格から、その意図に沿わない記述は削除、改変される傾向にあると言われてきた。しかし、『イエズス会会憲』では、職務上の書翰は教化に役立つ事柄のみを認めるようにと、記述の内容に一定の枠組みを填めていた。それ故、日本年報の制度が確立する以前の書翰については、教化に裨益しないと判断される内容はそもそも記述されないか、たとえ記述されても送付は認められなかったのである。従って、書翰集を印刷する段階において書翰の記述が著しく削除、改変されることは、初期の段階では従来考えられてきたほどには認められない。

印刷に際して、削除や改変がなされるのは、①個人情報と人事記録、②商業活動等の記事を含む場合であると纏めることができる。①個人情報については、イエズス会員が自分達に関して記した情報は、印刷の際には削除することが原則であった。人事記録は退会者の情報に繋がることがある。イエズス会員が後に退会すると、その退会者が関与した事柄についての情報が概ね削除されるが、同時代の刊本のみならず写本においても退会者名の

削除は見られる。②商業活動等に関する記事については、書翰の原文にイエズス会の商業活動についての情報が盛り込まれている場合、印刷の際には該当箇所を削除すべきであるとされた。但し、初期の日本発信書翰に限れば、商業活動に関する記事は少ないので、実際に削除された事例は多くは認められない。その他、便数の相違から複数の書翰に要約等による精粗が確認できる場合には、退会者の情報や商業活動に関する記事がない書翰が選択される傾向がある。

註

(1) この時期に発表された代表的研究としては、高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』(岩波書店、一九七七年)を挙げる事ができる。高瀬氏は、「キリシタンと統一権力」(『キリシタン時代の文化と諸相』「八木書店、二〇〇一年」所収。)において、キリシタン史研究の史料的問題を指摘している。

(2) Rob. Streit, O. M. I., ed., *Bibliotheca Missionum, Asiatische Missionsliteratur, 1245-1599, 2., Unveränderte Auflage*, 1964, Rom, Freiburg und Wien, 1964.

(3) 中井充訳『イエズス会会憲』(イエズス会日本管区、一九九三年)二一〇～二一一頁。(S. Ignatius de Loyola, S. J., *Constitutiones Societatis Iesu*, Tomus III, Romae, 1936, pp. 622-623.)

- (4) Georgius Schurhammer, S. I. & Josephus Wicki, S. I., ed., *Epistolae S. Francisci Xaverii aliasque eius scripta*, II, Romae, 1945, No. 82, p. 113. (河野純徳訳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』〔平凡社、一九八五年〕四二六頁。)
- (5) *Ibidem*, pp. 114-115. (『全書簡』四二七頁。)
- (9) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, V, Roma, 1958, pp. 33-34.
- (7) a cura dell'Istituto per le scienze religiose, *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, Bologna, 1962, pp. 632-633. Norman P. Tunner, S. J., tr., *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol. 1 (2 vols.), Washington D. C., 1960, pp. 632-633.
- (8) *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, pp. 664-665. *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol. 2, pp. 664-665.
- (6) 『イエズス会会書』九五頁。(Constitutiones Societatis Iesu, Tomus III, pp. 356-359.)
- (10) *Documenta Indica*, V, pp. 156-157.
- (11) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, VI, Roma, 1960, p. 10.
- (12) *Ibidem*, p. 219.
- (13) インドにはイエズス会によってヨーロッパから印刷機が齎されており、一五五六年にはゴアにおいてザビエルによって認可されたカテキズモが初めて印刷されている。
- Jack M. Braga, *Prinórdios da Imprensa em Macau*, Macau, 1965, p. 9.
- (14) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, X, Roma, 1968, pp. 280-281.
- (15) *Institutum Societatis Iesu*, II, Florentiae, 1893, p. 205.
- (16) 年報については、H・チースリク「イエズス会年報の成立と評価」(『東方学』第四九輯、一九七五年)、五野井隆史「イエズス会日本年報について——その手書本の所在を中心にして——」(『キリシタン研究』第一八輯、一九七八年)等が有名。Josef Franz Schütte, S. J., *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I-I, Roma, 1951. (John J. Coyne, S. J., tr., *Valignano's Mission Principles for Japan*, I-I, Anand-India, 1980.)
- (17) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, XI, Roma, 1970, p. 8.
- (18) *Ibidem*, p. 896.
- (19) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, XII, Roma, 1972, p. 874.
- (20) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, XIII, Roma, 1975, p. 589.
- (21) Alessandro Valignano, S. I., *Historia del principio y progreso de la Compañia de Jesús en las Indias Orientales* (1542-64), Josef Wicki, S. J., ed., Roma, 1944. (岩谷十二郎訳「東インドに於けるイエズス会の起源と進歩の歴史(一・二)」『キリシタン研究』第二七・二八輯、一九八七・八八年)
- (22) *Documenta Indica*, XIII, pp. 589-590.
- (23) *Documenta Indica*, XIII, p. 592.
- (24) *Ibidem*, pp. 598-599.

- (25) *Selectarum epistolarum ex India libri quatuor Joanne Petro Maffeo interprete*, Olysiopone, 1571.
- (26) Johannes Petrus Maffei, S. J., *Rerum a Societate Jesu in Oriente Gestarum ad Annum usque a Deipara Virgine M. D. LXVIII*, Olysiopone, 1571.
- (27) Johannes Petrus Maffei, S. J., *Historia Rerum a Societate Jesu in Oriente Gestarum ad Annum usque a Deipara Virgine M. D. LXVIII*, Paris, 1572.
- (28) Joseph Wicki, S. J. & John Gomes, S. J., ed., *Documenta Indica*, XV, Romae, 1981, p. 63.
- (29) ヴィッキ神父はこの時にヴァリニャーノの要求に従ってコインブラにおいて作成された写本が、現在トールド・トンボ国立文書館に所蔵されている「日本書翰集」(Armario Jesuitico, 28.) であるとしている。同書翰集には、コインブラにある書翰から作成された写本の第四巻であることが明記されている。(Joseph Wicki, S. J., ed., *Documenta Indica*, VIII, Romae, 1964, p. 55*.)
- (30) *Documenta Indica*, XV, p. 125.
- (31) *Cartas que los Padres y Hermanos de la Compañia de Jesus, que andan en los Reynos de Japon escriuieron a los de la misma Compañia, desde el año de mil quinientos y quarenta nueve, hasta el de mil y quinientos y setenta y uno*, Alcalá, 1575.
- (32) 一五七五年六月一日付「マドリード発、パードレ・フランシスコ・デ・トーレスの総長パードレ・エヴェラルド・メルクリアン宛書翰には、「インド書翰集について」と

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

いう項目が立てられており、次のように記されている。「当トレド管区長パードレ・アントニオ・コルデッセス博士は、東インドからの書翰を印刷するための許可を王立審議会に申請するよう私に命じた。それらの書翰は、ポルトガル語からカステイリヤ語に翻訳され、特に序文にはいくつかの事柄が付された。それは、イエズス会のパードレ達がかの地で行なった説教と、パードレ・マエストロ・フランシスコ・ハビエルの生と死についての諸事である。

私は、王立審議会とアラゴン最高審議会に前述の許可を申請した。両機関は、それらの書翰を閲覧し、検査するよう、聖アウグスティノ会のパードレ・マエストロ・ビリア・ビンセンシオと、国王陛下の司祭であり、異端審問所の事柄が通常委ねられるエレディア博士に委ねた。双方の間において、それらは大変な満足をもって承認された。こうして、審議会は、今後十年間は他の者はそれらを印刷することができないという特権と共に、それらが印刷されるよう許可を与えた。それによって、印刷が真実のものであり、イエズス会の手になるものとなったのである。

私は、特権と許可を当「トレド」管区長パードレに与えた。アルカラにおいて印刷がなされると私に報告されている。私は、管区長パードレがこれについて猥下に知らせたであろうと信じているが、とはいえ、私からも猥下に知らせるべきであろうと思われる。なぜならば、私は前述の許可を申請し、それが私に与えられ、こうして、猥下が前述の印刷書翰集が出版されるべきか否か猥下の意思をこちらにいる私に知らせて下さることを私は望んでいるからであ

る。その書翰集は、パードレ・マエストロ・アソールらによつて、さらには言語面ではパードレ・ペドロ・マンリーケによつて、アルカラにおいて日の目を見たのである。その後、前述の二名によつて、審議会に委ねられたのであり、それは有用な書籍であろうと皆が述べている。」(Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, IX, Romae, 1966, pp. 648-649.)

インド書翰集について議論されているが、実際には日本書翰集を指している。当該書翰集に収録すべき書翰は、ポルトガル語からスペイン語に翻訳され、出版後の十年間には他の書翰集の出版を認めない独占権と共にアルカラにおいて出版が許可されたというのである。実際に、同書翰集の巻頭には、トーレスの説明にある通り、ザビエルの略伝とインドの諸事が掲載されている。

(33) 一五八七年七月一日、リスボン発、ジェロニモ・カルドゾの総長アクアヴィーヴァ宛書翰には、ポルトガルにおいてポルトガル語の日本書翰集の印刷が計画されていたことを伝えている。

「うちらでは、われわれは、日本書翰集をポルトガル語で印刷しているところである。それは、既に印刷されたものを更に増やすことになるであろう。今日、カステイリヤにおいても印刷されるべきであると言いたい。うちらのものかカステイリヤのものが相互に対立していることによつて最初の出版として期待されているので、〔出版の〕順序を決めることがよいと窺下に知らせるべきであると私には思われた。」(Joseph Wicki, S. J. & John Gomes, S.

J., ed., *Documenta Indica*, XIV, Romae, 1979, pp. 621-622.)

ポルトガルにおいてポルトガル語の日本書翰集が印刷されているというのであるが、カルドゾは、スペインにおいても恐らくスペイン語のものが印刷されるべきであると考えている。スペインにおける印刷が議論されているのは、アルカラ版『日本書翰集』が出版されてから一〇年以上が経つて、出版後一〇年間はスペインにおいて他の書翰集の印刷を認めないという上記の特権期限が切れたからであろう。ここでは、インド書翰集はラテン語乃至スペイン語に翻訳して印刷すべきであるとする前述の原則には触れられていない。尚、カルドゾが述べている日本書翰集は、該当するものが確認できず、実際に印刷されたのか否かは明らかではない。

(34) *Documenta Indica*, XI, p. 707.

(35) *Documenta Indica*, XII, p. 206.

(36) *Ibidem*, p. 697.

(37) *Ibidem*, pp. 950-969.

(38) *Documenta Indica*, XIII, p. 818.

(39) Manuel Teixeira, S. J., "Vida del Bienaventurado Padre Francisco Xavier, Religioso de la Compañia de Jesus," *Monumenta Xaveriana*, 1912 & 1951.

(40) Joseph Wicki, S. J., & John Gomes, S. J., ed., *Documenta Indica*, XVI, Romae, 1984, pp. 14-15.

(41) Petrus Maffei, S. J., *Historiarum Indiarum Libri XVI*, Florentiae, 1588.

- (37) Petrus Maffei, S. J., *Historiarum Indiarum Libri* XVII, Venetiae, 1589.
- (38) *Selectarum epistolarum ex India libri quatuor Joanne Petro Maffei interprete*, Venetis, 1588.
- (44) Petrus Maffei, S. J., *De Vita et moribus Ignatii Loiolae, qui Societas Iesu fundavit*, Libri III, Romae, 1585.
- (45) *Documenta Indica*, XIV, p. 665.
- (46) *Documenta Indica*, XV, p. 273. *Ibidem*, XVI, pp. 986-987.
- (47) *Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia de Jesus escreverão dos Reinos de Japão & China aos da mesma Companhia da India, e Europa, desde anno de 1549 até o de 1580*, 2 tomos, Evora, 1598.
- (48) 高瀬弘一郎訳・注『イエズス会と日本(一)』(岩波書店、一九八一年)二六五・二六六頁。
- (49) *Archivum Romanum Societatis Jesu*, Jap. Sin. 14-I, ff. 156r.-157v.
- (50) ヴァリニャーノは、「日本史」第一部の執筆に一六〇一年三月二五日に着手し、同年七月二五日に脱稿しているので、丁度四箇月で完成したことになる。「日本史」の「総長猥下への献辞」によれば同書は五部構成となり、第一部(一五四九年〜一五七〇年)、第二部(一五七〇年〜一五八一年)、第三部(一五八一年〜一五九〇年)、第四部(一五九〇年〜一六〇〇年)、第五部(一六〇〇年〜)となることが計画されていた。同書については、アントニ・ウ

キリシタン時代における日本書翰集の編纂と印刷

- セレル神父の次の研究に詳しい。M. Antoni J. Ügerler, S. J., *Sacred Historiography and its Rhetoric in Sixteenth-Century Japan: An Intertextual Study and Partial Critical Edition of "Principio y progreso de la religion christiana en Jappon[...]" (1601-1603) by Alessandro Valignano*, 2 vols. (Unpublished D. Phil. Thesis, University of Oxford, 1999). 本稿作成に当たっては、次の二写本を参照した。British Library, Marsden Manuscripts, Additional Mss. 9857. Biblioteca da Ajuda, Jesuitas na Ásia, 49-IV-53, ff. 244r.-419r.
- (15) Marsden Manuscripts, Additional Mss. 9857. ff. 1v.-2r. Jesuitas na Ásia, 49-IV-53, f. 245r.
- (52) Petrus Maffei, S. J., *Historiarum Indiarum Libri* XVII, Florentiae, 1588.
- (53) Holati Tursellini, S. J., *De Vita Francisci Xaverii qui primus e Societate IESU in India, & Iaponia Evangelium promulgavit*, Romae, 1594. 同書は、ザビエル伝として最初に刊行されたものである。一五九六年にラテン語の再版、一六〇〇年に三版、スペイン語版、一六〇五年にイタリア語版、一六〇六年に同再版、一六〇八年にフランス語版が出版されており、その後も多数の版を重ねている。現時点では、ヴァリニャーノが参照したのが一五九四年刊の初版か一五九六年刊の再版かを確定することはできない。
- (54) João de Lucena, S. J., *Historia da Vida do Padre Francisco de Xavier*, Lisboa, 1600. 同書の出版はヴァリニャーノが「日本史」第一部を脱稿する前年なので、執筆時

にマカオに齎されていたとは考え難い。彼は、同書の校正、乃至部分的に印刷されたものを参照したと推測される。

(55) 教会によって承認された書籍の再出版と翻訳の出版許可を得ることは布教地における重要課題であった。ヴァリニャーノは、書翰集を利用する際に翻訳と引用の許可を考慮したのであろう。これより先、彼は、一五八八年四月付「ゴア発、「インド管区長への規則の要約」において、次のように定めている。

「インド管区長は、既に承認され、印刷された他の諸事のある言語から転写させることができ、キリスト教界の教育と扶助のために、書籍を新たに印刷することもできれば、既に印刷されたものからキリスト教界にとって適切ではないと思われる事柄を削除して、抄出して印刷することもできる。そして、何度も印刷され、承認された書籍を印刷し直すために、この様に許可が求められ、総長のパードレ・クラウディオ・アクアヴィヴァ」は求められたように許可を与えたので、「インド」管区長は、「印刷すべきものとを訂正するように三人のパードレ達にコメントしてやる。」(Joseph Wicki, S. I. & John Gomes, S. J. ed., *Documenta Indica*, XIV, Roma, 1979, p. 851.)

(56) 高瀬弘一郎「マカオ・コレジオの蔵書」(『キリシタン時代の文化と諸相』(八木書店、二〇〇一年)所収。)

(57) José Luis Alvarez-Taladriz, ed., *San Martín de la Asunción y Fray Marcelo Ribadeneira, Relaciones y Informaciones*, Osaka, 1973, p. 200.

(58) 松田毅一「書翰、年報の原文、写本、エヴォーラ版の

比較」(『近世初期日本関係南蛮史料の研究』(風間書房、一九六七年)所収。)尚、松田氏は、日本語の音符号には根拠がないと指摘されているが、日本名に関する事柄の範疇に含まれるであろう。

(59) Georgius Schurhammer, S. I. & Josephus Wicki, S. I., ed., *Epistolae S. Francisci Xaverii*, 2 vols. Romae, 1944-45, No. 90-94.

(60) *Epistolae S. Francisci Xaverii*, II, No. 97, p. 288. (『全書簡』五五〇頁。)

(61) Archivum Provinciae Toletanae Societatis Iesu, Alcala de Henares (APT), 1805, No. 33, ff. 112-115v. Biblioteca da Ajuda (BA), Jesuitas na Ásia, 49-IV-49, Cartas da Índia, ff. 276v.-279r. Biblioteca da Academia das Ciências, Lisboa (BACL), Cartas do Japão, I, ff. 378r.-381v.

(62) Juan Ruiz-de-Medina, S. J. ed., *Documentos del Japón 1547-1557*, Roma, 1990, No. 122.

(63) BA, Jesuitas na Ásia, 49-IV-49, Cartas da Índia, ff. 248r.-252v. BACL, Cartas do Japão, I, ff. 320r.-325r. Arquivo do Ministério dos Negócios Estrangeiros, Lisboa (AMNE), Armário 28-C, Cartas do Japão, ff. 328v.-343v.

(64) 東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集』第九二号文書(原文編之二、一九九六年。訳文編之二(上)、二〇〇〇年)

(65) *Documentos del Japón 1547-1557*, No. 114.

(66) 東京大学史料編纂所『イエズス会日本書翰集』原文編之二、二四八頁。訳文編之二(下)、一〇一〜一〇三頁。

(67) 間引きの記述は、次の二箇所に確認できる。一五五七年一〇月二九日付、平戸発、パードレ・ガスパール・ヴィレラのヨーロッパのイエズス会員宛書翰 (Evora, I, ff. 58r-59v)。妖術師に唆されて、幼児を殺害するという記述。一五六〇年一二月一日付、ゴア発、イルマン・コンサロ・フェルナンデスのコインブラのコレジオに在るあるイルマン宛書翰 (Evora, I, ff. 72v-73r)。飢饉の際、養育すべきないう理由から幼児を殺害するとうい記述。これら二例は、殺害の理由が示されてゐる点が削除された事例とは異なる。

(68) *Archivum Romanum Societatis Jesu (ARSI)*, Jap. Sin. 4, ff. 43r-48v, Jap. Sin. 4, ff. 49r-54v. BA, *Jesuitas na Ásia*, 49-IV-49, *Cartas da India*, ff. 242v-248r. BA, *Jesuitas na Ásia*, 49-IV-50, *Cartas da India*, ff. 48r-91r. BA, *Cartas do Japão*, I, ff. 312v-315r. AMNE, *Armário 28-C*, *Cartas do Japão*, ff. 332v-338v.

(69) 東京大学史料編纂所『イエズス会日本書翰集』第八八号文書 (原文編之二、一九九六年。訳文編之二(上)、二〇〇〇年)

(70) *Documentos del Japón 1547-1557*, No. 110.

(71) 東京大学史料編纂所『イエズス会日本書翰集』原文編之二、二一八-一九頁。訳文編之二(下)、五九-六一頁。

(72) 五野井隆史「日本イエズス会の通信について——その發送システムと印刷——」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第一一号、二〇〇一年) 一六四・一六五頁。

(73) BA, *Jesuitas na Ásia*, 49-IV-49, *Cartas da India*, ff.

186v-190r. BA, *Cartas do Japão*, I, ff. 238v-244v. AMNE, *Armário 28-C*, *Cartas do Japão*, ff. 261v-265v. 東京大学史料編纂所『イエズス会日本書翰集』第八一号文書 (原文編之二、一九九六年。訳文編之二(上)、一九九八年)

(74) ARSJ, Goa, 8-I, ff. 56r-67v, Goa, 10-II, ff. 347r-348v. BA, *Jesuitas na Ásia*, 49-IV-49, *Cartas da India*, ff. 182v-186r. BA, *Cartas do Japão*, I, ff. 233r-238v. AMNE, *Armário 28-C*, *Cartas do Japão*, ff. 258r-261v.

(75) 東京大学史料編纂所『イエズス会日本書翰集』第八二号文書 (原文編之二、一九九六年。訳文編之二(上)、一九九八年)

(76) Joseph Wicki, S. I., ed., *Documenta Indica*, III, Roma, 1954, No. 35.

(77) *Archivo Histórico Nacional, Madrid(AHN)*, Legajo 270, No. 53. ARSJ, Jap. Sin. 4, ff. 335r-341v. APT, 1805, No. 37, ff. 122r-131r. BA, *Jesuitas na Ásia*, 49-IV-50, *Cartas da India*, ff. 149r-161r. BA, *Cartas do Japão*, II, ff. 29r-40r. *Biblioteca Nacional, Lisboa (BNL)*, F. G. *Cartas das Missões*, ff. 17r-24v.

(78) *Documentos del Japón 1547-1557*, No. 127.

(79) Maffei, *Historiarum Indiarum Libri XVI*, Florentiae, 1588, pp. 354-360.

(80) Maffei, *Rerum a Societate Jesu in Oriente Gestarum*, Olysiopone, 1571, ff. 117v-131r.

〔附記〕本稿は、研究課題「八〇一七世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流——海域と港市の形成、民俗・地域間の相互認識を中心に——」（研究代表者 村井章介）のために文部科学省から受けた科学研究費補助金による研究成果の一部である。